

広島県告示第千六十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成二十三年十一月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

薬局又は指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指定年月日
オリーブ薬局市民前店	尾道市新高山三丁目一七〇―二一四	育成医療・更生医療	平成二十三年十一月一日
オリーブ薬局	東広島市西条栄町一〇―三〇東広島シープレイスビル一〇二	育成医療・更生医療	平成二十三年十一月一日
阿品調剤薬局	廿日市市阿品台四丁目四―一	育成医療・更生医療	平成二十三年十一月一日
医療法人社団清流会訪問看護ステーションえいわ	廿日市市新宮二丁目一―一五	更生医療	平成二十三年十一月一日